

議案第 4 2 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 0 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 駐車場で保管しようとする自動車が、道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）別表第 1 に掲げる普通自動車、小型自動車又は軽自動車（2 輪及び 3 輪のものにあつては、市長が認めるものに限る。）であつて、その大きさが、長さ 5 メートル、幅 2 メートルをそれぞれ超えないものであること。

別表第 2 に次のように加える。

奉免団地駐車場	〃 奉免町 3 0 3 番	2 1
---------	---------------	-----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 0 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に 1 号を加える改正規定並びに次項及び附則第 3

項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の際現に改正前の市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定により駐車場の使用に係る決定を受けている者は、改正後の市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定により駐車場の使用に係る決定を受けたものとみなす。

(準備行為)

- 3 令和4年4月1日以後に改正後の別表第2に規定する奉免団地駐車場を使用しようとする者に係る同駐車場の使用の申込み及び決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、改正後の第51条第1項及び第2項、第52条、第53条、第54条第1項及び第3項、第56条第1項及び第2項、第57条第1項並びに第58条において準用する改正後の第22条の規定の例により行うことができる。

理 由

市民から寄附を受けた土地を活用して奉免団地に駐車場を設置することに
伴いその名称、位置及び設置台数を定めるほか、所要の改正を行う必要があ
る。

これが、この条例案を提出する理由である。